

- 02 令和元年度  
安芸高田市成人式
- 04 市長コラム
- 05 目次  
イベント情報
- 06 行政情報
- 08 国保だより
- 09 リレーコラム  
広島市から1ター  
安部 真弓さん
- 10 健康いいカラダ
- 12 いきいき介護
- 13 吉田高校で今年度スタート  
「探究科」って何するの!?
- 14 げんきな親子
- 16 病児・病後児保育を活用しよう!
- 17 新しい小学校が誕生します  
国民年金のあれこれ
- 18 としょもつ!
- 20 HOTな話題
- 21 人輝く
- 22 消防
- 23 警察  
異文化と暮らす
- 24 あきたかためし
- 26 トピックス/募集
- 28 歴史紀行
- 29 およろこび・おくやみ
- 30 3月の相談
- 31 安芸高田のアイドル



〈今月の表紙〉  
「令和元年度成人式」  
新成人のみなさん

本庁・支所連絡先

安芸高田市 ☎ お太助フォン 42-2111 (代)  
八千代支所 ☎ お太助フォン 52-2111  
美土里支所 ☎ お太助フォン 54-0311  
高宮支所 ☎ お太助フォン 57-0311  
甲田支所 ☎ お太助フォン 45-4111  
向原支所 ☎ お太助フォン 46-3111

市役所開庁時間 8:30~17:15  
(土曜・日曜日、祝日、年末年始は閉庁)

安芸高田市  
ホームページ

https://www.akitakata.jp



3月のイベント情報

毎月開催の市内イベント情報をお知らせします

3/8日 チャリティー神楽  
共演大会

☎ 八千代文化施設フォルテ(八千代町佐々井)  
開演:9時30分(開場:9時)  
☎ チャリティー神楽実行委員会  
☎ 090-2290-0809  
☎ 八千代文化施設フォルテ  
☎ お太助フォン52-2323



「神楽を楽しみ、笑顔でいることが復興支援に繋がれば」という思いで行われているチャリティー神楽。高校生災害復興支援ボランティア派遣隊がお好み焼きなどを販売。※入場は無料ですが被災地への支援金としてお一人様千円程度の寄附をお願いします。

3/15日 三矢の里神楽共演大会

☎ クリスタルアージュ(吉田町吉田)  
開演:9時20分(開場:9時)  
☎ 三矢の里神楽共演大会実行委員会  
☎ 43-0587



市内外から9つの神楽団が出演。神楽を見慣れた方や初めて見る方、どなたでも楽しめるように演目も工夫されています。

3/29日 ひろしま神楽グランプリ2019受賞記念  
神楽ドーム特別公演

☎ 神楽門前湯治村神楽ドーム(美土里町本郷)  
開演:12時30分(開場:11時)  
☎ 神楽門前湯治村 ☎ 54-0888



昨年行われた「ひろしま神楽グランプリ」の新舞の部優勝「横田神楽団」と旧舞の部優勝「栗栖神楽団」による凱旋記念公演。

3/7±8日 吉田文化祭

☎ クリスタルアージュ(吉田町吉田)  
開演:9時~17時  
☎ お太助フォン42-2411  
ステージ発表、展示発表、バザー、お茶席、体験教室、ワークショップなど。  
※ステージ発表は3/8(日)のみ

3/7±8日 向原文化祭

☎ 向原生涯学習センターみらい(向原町坂)  
開演:7日(土):9時~16時  
8日(日):9時~15時  
☎ お太助フォン46-3121  
展示発表、喫茶コーナー

3/8日 たかみや文化祭

☎ 高宮田園パライツォ(高宮町佐々部)  
開演:10時(開場:9時30分)  
☎ お太助フォン57-1803  
芸能舞台発表、展示など。展示は3/15(日)まで。※3/9(月)は休館



サンフレッチェ広島	日時	対戦相手
3月・4月の公式戦日程 (ホームゲーム) 会場:エディオンスタジアム広島	3/8(日) 14時~	セレッソ大阪
	3/22(日) 14時~	横浜F.マリノス
	4/18(土) 14時~	川崎フロンターレ
	4/25(土) 14時~	大分トリニータ

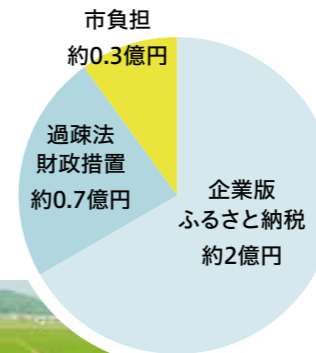


「過疎地域自立促進特別措置法」の意義

昭和30年代以降、日本経済の高度成長の過程で、地方の人口が急激に大都市に流出した結果、地方において一定の生活水準や地域社会の基礎的条件の維持が困難になるなど深刻な問題が生じました。こうした地方の人口の急激な減少に起因する社会の諸問題に対処するため、昭和45年に議員立法により10年間の時限立法として「過疎地域対策緊急措置法」が制定されました。以降、昭和55年には「過疎地域振興特別措置法」、平成2年には「過疎地域活性化特別措置法」、平成12年には「過疎地域自立促進特別措置法」(以下「過疎法」)が過疎対策の法律として制定されてきました。

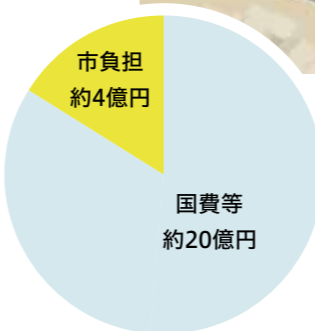
この過疎法は、過疎地域の要件(一定の人口減少率・高齢者比率・財政状況)に該当する自治体について、国からの財政措置(事業費の7割)を受け、前記の吉田町と八千代町は過疎地域の要件に該当していませんでしたが、平成16年の6町合併の際に、本市全域が「見なし過疎地域」として過疎法の適用を受けられる事となり、長年にわたり市

田んぼアート事業  
(約3億円)



の財政負担が軽減されてきました。本市の平成30年度の決算では、過疎対策法を適用し実施した事業「約12.5億円」の内、過疎法財政措置が「5.7億円」、国費・県費等が「約4億円」、市の負担分が「約2.8億円」で、実質8割の財政措置がありました。「田んぼアート事業」は企業版ふるさと納税(見込み)を考慮すると市の負担分は1割程度、合併特例債を充当している「道の駅事業」での市の負担分は2割程度となっています(グラフ参照)。

道の駅事業  
(約24億円)



現行の過疎法は令和3年3月末をもって失効しますが、本市を含め過疎地域の自立促進や地域格差の是正のためには、今後も過疎法のような過疎地域を支援する制度が必要です。ただ、過疎法による財政支援の対象は過疎地域の要件(人口減少率が高い)に合致する地域のみとなるため、市の施策の柱である人口減対策を講じていくことはジレンマを抱えることとなります。そのため、人口減対策を講じながら国からの支援も受けることができるような過疎法の在り方について、国・県の関係機関に対して訴えていきたいと考えております。